

あきる野市富士見台自治会会則

第1条（名称） 本会の名称は、あきる野市富士見台自治会（以下「会」という）という。

第2条（目的） 会は、会員相互の親睦によって、地域住民の生活の安定及び自治行政と福祉増進を図ることを目的とする。

第3条（事務所の所在地） 会の事務所は会長宅に置く。

第4条（会員） 会は、次の各号に該当する者を会員とする。

1. あきる野市下代継及び上代継に居住する世帯主及び同居家族
2. 同上に事務所をもつ責任者

第5条（役員） 会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計長 1名
4. 理事 若干名
5. 監査 2名（監査は、他の役員を兼ねる事はできない）

第6条（役員の職務権限） 役員の職務は、次の通りとする。

1. 会長は会を代表し、会の業務を行う。
2. 副会長は会長を補佐して会の業務を行い、会長が欠員の時又は会長に事故あるときは、あらかじめ役員会の定めるところにより会長の職務を代行する。
3. 会計は、会の財政を掌理する。
4. 理事は、会長を補佐して会の業務を分掌し、会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ役員会の定めるところにより会長及び副会長の職務を代行する。
5. 監査は、つぎに掲げる事項を取り行なう。但し監査に欠員が生じたとき又は事故あるときは、あらかじめ総会の決議により定められた者が監査の職務を代行する。
 - ア. 会の資産及び会計に関する事項を監査すること。
 - イ. 会長・副会長・会計・理事の業務執行の状況を監査すること。

第7条（役員の選任） 役員及び監査は総会において役員及び監査の候補者の中から選任する。

第8条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。但し再任することができる。

- 2 会長は1期2年再任することができるが、最高任期は3期6年を以って限度とする。そのさい会長の選任に当っては、役員の中より選考委員会を設立して選任にあたるものとする。

第9条（役員会の組織及び招集） 役員会の組織及び招集は、次の通りとする。

1. 役員会は、会長・副会長及び会計・理事で組織する。
2. 役員会は、会長が招集する。
3. 役員会を招集するときは、期日より3日前に役員に通知しなければならない。

第10条（役員会の決議） 役員会の決議は、次の通りとする。

1. 会の業務執行は役員会が決する。
2. 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
3. 役員会の決議は、役員会構成員の過半数が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第11条（議事録） 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記録し、議長及び出席した役員2名がこれに署名しなければならない。

第12条（総会の組織と招集） 総会は定期総会と臨時総会の2種とする。

- 2 定期総会は毎年4月に、臨時総会は必要がある場合に役員会の決定により、随時会長がこれを招集する。
- 3 総会は代議員制をもって行う。
- 4 総会を開催するには、会日より1週間前に代議員に通知を発しなければならない。
- 5 前項の通知には、会議の日時・場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

第13条（総会の決議事項） 総会においては、次に掲げる事項を議決する。

1. 予算の議決及び決算の承認に関する事項
2. 会則の制定及び変更に関する事項
3. 役員の選任及び解任に関する事項
4. 役員会において総会に附議すべき旨決議した事項
5. 総会において審議することを相当と議決した事項

第14条（議 決 権） 総会の議決は、この会則に別段の定めのある場合のほかは、出席した過半数の賛成をもってする。

2 総会の決議については、特別の利害の関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。

3 委任状により議決権の行使を委任された会員は複数の議決権を有する者とする。

4 委任状により議決権を委任した会員は出席した者とする。但し第2項に該当す場合は出席していない者とする。

第15条（総会の議長） 総会の議長は、総会で選任する。

第16条（総会議事録） 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した会員2名が署名しなければならない。

第17条（事 業） 会は、次の事業を行なうことができる。

1. 民生、後援に関すること
2. 保健衛生に関すること
3. 防火・防犯に関すること
4. 婦人・青少年に関すること
5. 慶弔に関すること
6. 公共施設整備に関すること
7. 交通安全に関すること
8. その他・自治に関すること

2 会は、簡易保険の払込団体制度を利用して、払込団体を組成する。払込団体の運営については、規約を次の通り定める。

1. 払込団体は、富士見台自治会とする。
2. 団体扱いによる割引保険料の還付金等の受け入れは、富士見台自治会とする。
3. 還付金の運営は、全額を富士見台自治会活動費に充当し、各年度の自治会定期総会の議を経て行うこととする。

第18条（会 計 年 度） 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第19条（予 算） 役員会は、毎年定期総会に翌年度の予算案を作成して提出しなければならない。

- 第20条（経 費） 会の経費は、会費・寄附金・その他の収入をもって支弁する。
- 第21条（決算報告） 役員会は監査の承認を経て、定期総会に前年度の決算報告を提出し承認を受けなければならない。
- 第22条（資産の管理） 会の資産は、会長がこれを管理する。
- 第23条（隣 組） 会は、役員会の定める区域ごとに隣組を設け、その区域の会員はその隣組に所属する。尚、1組の構成は12軒をめどとする。
- 第24条（隣 組 長） 隣組には隣組長1名を置き、隣組の運営にあたる。
- 2 組長は隣組員の中より選任し、その任期は1年とする。
- 第25条（会 費） 会員は、一家族月額200円を会費として納付しなければならない。
- 2 前項の会費を6カ月以上納付しないときは脱会したものとみなす。
- 3 転出等で脱会した会員の前納した会費は請求があった場合は返済する。
- 第26条（共有財産の請求制限） 会員は、脱会した場合は会に対して何らの財産上の請求をすることができない。
- 第27条（顧 問） 会は、役員会の推薦により顧問を委嘱することができる。
- 第28条（寄 附 金） 会に対する寄附金を受けるときは、役員会の承認を受けなければならない。
- 第29条（代 議 員） 隣組は、総会の構成員となる代議員を7世帯に対して1名の割合で選任し総会に出席させることとする。
- 2 代議員の数は、端数3世帯を越える毎に1名を加える。
- 第30条（付 託 事 項） 本会則に定めなき事項の生じたときは、役員会において協議し処理することができる。
- 第31条（細 則） 業務執行に必要な細則は役員会で定め、総会に報告する。
- 第32条（付 則） この会則は昭和48年5月20日より施行する。
- 2 この会則は一部改訂し平成7年4月9日より施行する。
- 3 この会則は一部改訂し平成15年4月1日より施行する。
- 4 この会則は一部改訂し平成18年4月2日より施行する。

富士見台自治会慶弔規程

会員の慶事、弔事、傷病または災害を被った場合は以下により祝い金、弔慰金、見舞金を送る。

- 1 会員個々の慶事には祝い金を贈らない、但し社会的に評価される慶事には会長、副会長、会計長が協議して祝い金の額を定め贈ることが出来る。
- 2 会員又はその同居の家族の者が死亡した場合5,000円の弔慰金を贈る。
但し、自治会にかかる業務により死亡した場合はこれによらず会長、副会長、会計長協議して弔慰金の額を定め贈ることが出来る。
- 3 会員及び家族が自治会の業務に依り被った場合、傷病見舞金は次による。
 - イ 入院した場合、日数にかかわらず無く2万円の見舞金を贈る。
 - ロ 通院の場合、1万円の見舞金を贈る。
 - ハ その他の場合、5千円の見舞金を贈る。

極めて軽度の場合は見舞金は贈らない。程度は会長の判定による。

- 4 会員の居住する家屋およびそこに所有する家財が火災等で損害を被った場合は次による。
 - イ 全損の場合2万円
 - ロ 半損の場合1万円

但し、会員本人の重大な過失ある場合は贈らないことがある。

また、地震、台風等で会員多数が同時に被災した場合は贈らない。

上記の祝い金、弔慰金、見舞金に対する自治会への返礼は一切おこなわない。

この規程に定めのない場合、疑義ある場合は会長、副会長、会計長協議してこれを決する。

各規定中会員とは富士見台自治会会則第4条第1項第1号の定義をいう。

この規程は昭和62年10月18日から発効する。

この規程は一部改訂し平成7年4月9日から発効する。